

監 査 意 見 書

令和 8 年 4 月 20 日

規約第 28 条に基づく監査の結果について、下記の通り報告します。

記

1. 実施した監査の概要

令和 7 年分政党交付金及び基金の収支に関し、使途等報告書、会計帳簿、領収書等及び残高証明等について監査を行った。

2. 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

監査の結果、使途等報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等と一致し、令和 7 年分政党交付金及び基金の収支の状況を適正に記載しているものと認める。

3. その他の監査上の特記事項

な し

政 党 の 名 称

日本維新の会

監査した者の職・氏名

会計監査 萩原 佳



監 査 報 告 書

令和8年4月20日

日本維新の会
代 表 吉 村 洋 文 殿

ひびき監査法人

大阪事務所

代 表 社 員

業務執行社員

公認会計士

武藤 元洋

1. 監査の概要

当監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、日本維新の会の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、当監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。
- (4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。

3. 利害関係

当監査法人には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

以 上

(その7)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- ☒ 2 監査意見書
- ☒ 3 監査報告書（本部に限る。）
- ☒ 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- ☒ 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

確認

- ☒ この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日 令和8年4月20日
政党(支部)の名称 日本維新の会
会計責任者の氏名 高木 佳保里

